

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の官報法案は、提案理由説明や衆議院内閣委員会の答弁で、デジタル化の象徴であること、電子化するに当たっては法制化が必要であることとする一方、目的規定はございません。せめて官報電子化のための法律である旨はどこかに明記してもよかったですのではないかと思います。

確かに、現行憲法下において官報は慣習法で対応してきており、柔軟な運用が行政の方に行われてきたことは承知しておりますが、法制化する以上は、法律による行政の原理に基づいて必要最小限のことは法律に書き込むべきであったと考えます。本来法律で規定すべき内容の多くが内閣府令等に委任されています。よって、本法案の立て付けを確認した後、国会審議の場でそれぞれの条文や運用上の課題を確認していきたいと思

います。

今回の法案の基となった会議体は官報電子化検討会議です。この議事要旨に目を通して、今回はやっぱりあくまでデジタル化の象徴として電子化する、そしてそのために何が課題であるかということが検討の射程であって、じゃ、その検討過程はどうだったのかというところの事実確認についてお伺いします。

官報電子化検討会議は、第一回が三月十四日に行われて、第六回、最終回が九月二十八日に行われています。第六回の官報電子化検討会議を経て取りまとめられたものが官報電子化の基本的考え方ではありますが、これが決定、公表されたのはいつですか。

○政府参考人(原宏彰君) お答えいたします。御指摘の報告書が取りまとめられた日付は、令和五年十月二十五日でございます。

○吉川沙織君 では、本日の議題となっております官報法案並びに整備法案の国会への提出日はいつですか。

○政府参考人(原宏彰君) お答えいたします。令和五年十月三十一日でございます。

○吉川沙織君 十月二十五日に官報電子化検討会議の取りまとめの文書が、考え方が公表されて、その六日後に国会に提出されたということになります。

この官報電子化の基本的考え方の「はじめに」の部分の最後にこう書いてあるんです。「政府においては、本報告書を十分に踏まえ、法律案の作成など具体的な検討を行い、官報の電子化を早期に実現するよう期待する」。官報電子化検討会議の議論を反映した基本的考え方は今答弁いただいたとおり十月二十五日、ただ一方で、この法案が国会に提出されたのはその六日後の十月三十一日です。

つまり、結果として、検討会議と並行して法案作成が行われ、また内閣法制局の審査も同時に受けていたということになります。いかなる事情があったにせよ、やっぱりこの臨時会に提出を間に合わせて、この臨時会で法案審査をすべく急いだという側面は、いかなる事情があったにしても否定はできないと思いますので、そういった観点からもう一つお伺いしたいと思います。

この法案の法施行はいつになっていますか。  
○政府参考人(原宏彰君) お答えいたします。本法律は、一部の規定を除きまして、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲において政令で定める日から施行することといたしてございます。

具体的な期日につきましては、関係機関における諸準備並びに国民への周知の観点を総合的に勘案をして決められることになるとのことでございます。

います。

○吉川沙織君 施行日については明記もされていませんし、今答弁あったとおりなんですけれども、今回電子化するに当たって、インターネット版官報はもちろんされていますけれども、今回の法制定以降、やっぱりシステムの改修が必要になります。このシステムの改修は、想定される施行日まで間に合うんでしょうか。

○政府参考人(原宏彰君) 施行日につきまして、御指摘のシステム改修も含め様々な整備や調整を考慮いたしまして、法律上、最大で一年六月の準備期間を設けているところでございます。

先ほど御指摘ありましたような点につきまして、法施行に必要なシステム改修についても当然施行日までに行うこととなります。

○吉川沙織君 十一月二十九日に、デジタル庁がデジタル関係制度改革検討会「デジタル法制ワーキンググループ」第二回を開いているんです。そこで、想定スケジュールとして、新たな官報システムの令和七年度の仮運用に向けた想定スケジュールという図表が示されています。それを拝見する限り、仮運用は令和七年十月からになるんです。そうしたら、ちよつと、もしかしたら、これ施行との関係でいうと、本格運用にはならないのではないかと、というおそれもあるのではないかと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○政府参考人(原宏彰君) 現時点では一年六月内の準備期間をもって施行したいということでございます。

○吉川沙織君 条文に今おっしゃった施行、書いてあるんです。間に合いたいと思いますであれば、もっと余裕を持たせた施行日にするべきであって、何でこういうお伺いしたかといいますと、衆議院の内閣委員会で内閣府はこう答弁しているんです。「この法律につきましては、一年六月内の施行期日ということで、即施行ではございませんので、今おっしゃったようなことも含めて、一年半の間に各省庁と相談をしながら進めていくものだろうと思います。」

この前段となる議員の質問というのは、検討会議でもかなり話題になった、かなり議論になった個人情報取扱いに関する事項であって、だからこそ、システム改修の全体像並びに仕様をどう決めていくかということぐらいはあっていい時期なのではないかなと思う一方、やっぱり立法府の立場からすれば法案通ってからやってほしいよなと思う思いもあって難しいんですけれども、法に書いた以上は何とか、各所との調整大変だと思っんですけど、やっていたらと思えます。

では、今回、この法案提出って、国民の利便性とか行政の効率化より、むしろ法案提出の背景として語られているのは経済界からの要望とされて

います。規制改革の側面からこの法案提出されています。本年一月二十七日の閣議了解で、「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について」で、これ、行政手続、インターネット版官報の打ち出しで対応できるようにしていますので、ある程度この経済界からの要望に関しては応えているとみなすこともできると思います。

では、結局、これ電子化するための法案ですけども、官報を、じゃ、法制化される以上、疑問点や運用の改善点については確認していきたいと思えますので、まず、法案全体の立て付けについてお伺いします。

法案の第十七条です。内閣府令への委任という条文がございます。これ、何て書いてあるかといいますが、この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。」と規定しています。これは、私、束ね法案と併せて何度も何度も本会議や委員会でも質問をして取り上げてきました包括委任規定の典型的なパターンです。

改めて説明申し上げますと、この包括委任規定含む法案は、細目的事項を具体的に明示せず、実生命令の根拠規定を法律に設けようとするものであり、法律による行政の原理の意義を埋没させるおそれがあるとともに、立法府の空洞化を招きかねないといった問題点抱えています。全部丸投

げなので。

平成三十一年三月二十五日に提出した質問主意書に対する答弁書において、政府はこう答えました。「個別の法律において実施命令の根拠規定を設けるかどうかやその規定の内容については、当該個別の法律の具体的な内容に応じて適切に判断している。」と。

それでは、今回、この法案に包括委任規定を設けることとしたのはなぜですか。

○政府参考人（原宏彰君） この法案第十七条において規定を置いた理由につきましてでございますが、本法案第十七条は、国民の権利利益の制限等を直接の内容としない手続的な事項を定めるに当たり、その根拠を明確にするともに、その法形式をあらかじめ明らかにするために置いたものでございます。

○吉川沙織君 その理由を具体的にもう少し明らかにしてほしいんですけども、更にありますか。今、国民の権利義務縛らないとか明らかにするために置いたということ、もう少し具体的に何かないですか。

○政府参考人（原宏彰君） お答えをいたします。官報の発行につきまして、これまで作用法の根拠がなく行われてきたところでございます。今回の法案においては、国民の権利義務の変動に直接関わる内容については法律で定めるとともに、

個別の条項で委任規定を設けているところでございます。

他方、これまで官報の発行において慣行として行われてきた国民の権利利益の変動に直接関わらない事実行為に関する細目的事項につきまして、今回の法制化を契機として、命令において明文の規定を置くことも想定がされるわけでございます。その法形式を明らかにするというためにも、本法案第十七条の規定を置いたところでございます。

○吉川沙織君 今、個別でそれぞれ必要なところについては内閣府令で定めるといふ文言、確かにございます。

ただ、今回、新法であることと、やはりさつき法制定のスケジュールで申し上げましたとおり、様々検討は内部ではなさったんでしょうけど、外形上、基本的考え方から法案提出までが六日しかないとなると、やっぱり本法案の各条文拝見しますと、「内閣府令で定めるところにより」や「内閣府令で定める」といった文言が非常に多いです。そういった観点からも、そうやって置いているのにならざる別建てで、この法律で定めるもののほか、この法律の実施のため内閣府令で定めることができるようにする包括委任規定を置く必要があったのかという疑問も湧くところですが、では、現時点において、これで定めるものを具体的に想定しているものはありますか。現時点において想

定ありますか。

○政府参考人（原宏彰君） お答えをいたします。本法案第十七条の規定に基づく内閣府令において定める事項について、現時点においては具体的に定めることが確定している事項はございません。いずれにいたしましても、十七条を根拠に規定する内閣府令の内容は、国民の権利義務の変動に直接関わらない事実行為に関する細目的事項に限られますので、そういうことでございます。

○吉川沙織君 私、この内閣委員会に立たせていただくのは二回目、前回は二年前の重要土地利用法で質疑立たせていただきました。そのときも新規制定法で、第二十四条に、同じように、この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための、そのときは手続という文言なかったんですけども、ほかで細かく細かく一応内閣府令と云っているのに最後に全部を内閣府令に委ねることができるといふ条文を置かれてしまって、そのときも想定あるんですかと伺いましたら、ありませんと言われて、今回も現時点においてはありません。

これはやっぱり立法院の場で、わざわざ法制化するのであれば、ある程度明示をした上で委任をしないと、何でもかんでも国会で法律が通った後、もちろん官報は歴史からすれば慣習法でやってきて、内閣府がこれまでやっていただいたのは重々

承知しておりますけれども、やっぱり法の立て付けとしては余り好ましいものではないと思っております。

じゃ、もう一個伺います。

包括委任規定には、政令に委任する場合と府省令に委任する場合がございます。

ただ、今回の法十七条は「内閣府令で定める。」としていて、政令委任ではございません。

この点、平成三十年五月十六日に提出した質問主意書に対する答弁書において、政府はこう答えています。「当該個別の法律等の具体的な内容に応じて適切に判断されるものであることから、「使い分けの具体的な基準」について一概に申し上げることはできない。」としています。

政令は閣議決定が必要です。ですから、制定に係る手続が府省令よりも慎重なものとなると考えられますが、そもそも一般論として、政令と府省令の違い、教えてください。

○政府参考人（原宏彰君） お答えをいたします。先ほども委員からお話ありましたとおり、個別の法律等においていわゆる委任命令又は実施命令の法形式を定める場合におきまして、政令に委ねるか内閣府令や省令等に委ねるかは当該個別の法律等の具体的な内容に応じて適切に判断されるものであることから、その違いにつきまして一概に申し上げることはできないというものでございま

す。

○吉川沙織君 質問主意書の答弁と全く一緒なんですけれども、政令は閣議決定必要です、府省令は要りませんということが違いとして、外形上の違いとありますが、じゃ、本法案における包括委任規定について、実は二年前の土地法は政令委任事項もあつたんです。今回は全くないんです。ですから、今回、政令への委任ではなく内閣府令への委任としているのはどのような理由によるものか、それは教えていただけたらと思うので、お願いします。

○政府参考人（原宏彰君） お答えいたします。

官報に関する事項につきましては、日本国憲法の施行以後、官報の掲載事項等に関しまして、官報に関する事務を所掌する機関の命令でございまして、当時でいいますと総理府及び大蔵省の共同命令等々でございまして、よって定められてきたところでございまして、本法案においては、こうした歴史的な経緯を踏まえまして、国民の権利義務の変動に直接関わる内容については法律で定める一方で、いわゆる委任命令又は実施命令につきましては、官報に関する包括的な事務を所掌する総理府の命令すなわち、ごめんなさい、内閣府の命令、すなわち内閣府令で定めることとしたところでございます。

○吉川沙織君 今回の官報は、今も御答弁の中あ

りましたとおり、歴史的な経緯、旧憲法下においてはちゃんとした法的な根拠があつて、ただ、現行憲法下になつてからは慣習法で対応してきて、所掌する総理府なり内閣府がおやりになつてきたということですから、元々行政の裁量が大きいものですから、今回のこの理由についてはある程度納得する部分もございまして。ほかの法案だともつとやり取りしなきゃいけないんですけれども、この点についてはある程度理解はできます。ただ一方で、やっぱり包括委任規定置いてしまつているものですから、改めて確認をさせていただきます。

私、平成三十年五月二十九日に提出した包括委任規定に関する再質問主意書に対する答弁書において、政府はこう答えています。「実施命令において規定することができる事項は、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なり、その性質上、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られるものであり、それを超えて、実質的に国民の権利を制限したり、国民に義務を課することとなるような事項を規定することはできないと考えている。」としています。

政府はこのように答弁しますし、今も重ねて官房長おっしゃいますけれども、政府が仮に細目的事項であると認識しているものであつたとしても、実際の運用上、国民の権利を制限したり国民に義

務を課したりする内容となるおそれというのはやっぱり払拭できません。

やはり、このような包括委任規定は本来設けるべきではないと改めて指摘し得るところですが、改めておっしゃっていただきたいと思えます。本法案の包括委任規定によって国民の権利を制限したり国民に義務を課したりすることがないということを明言ください。

○政府参考人(原宏彰君) お答えいたします。

本法案第十七条の規定に基づく内閣府令において定める事項については、現時点においては具体的に定めることが確定している事項はございませんが、仮に内閣府令を定める場合であっても、御指摘のとおり、実質的に国民の権利を制限したり国民に義務を課すこととなるような事項を規定することはございません。

○吉川沙織君 この今回の十七条の包括委任規定によって国民の権利を制限したり義務を課したりするようないことは、細目的事項に限られるということですので、是非、何というんですか、これまでのライン守っていただいでやっていただければと思います。

ただ一方で、ここでは設けないんでしょうけれども、法律全体と、それから官報の立て付けを見た場合、例えばこの本法案には第十八条に罰則規定がございます。官報に掲載される内容には、広く

国民生活に影響する法的効果を生じさせる告示もございます。例えば、さつきから何回か申し上げております重要土地利用法に関しては、特別注視区域というのを設けることになって、この特別注視区域は官報で公示することが規定されて、この特別注視区域に自分たちが住んでいるエリアとかが指定されれば、地価にも何らかの影響が及ぶことも想定されます。

ですから、官報でお知らせする内容というのは、結果として国民の権利や義務にも影響があることです。ですから、電子化される官報の閲覧・頒布期間は重要であると思えます。しかしながら、ここからまるっとした包括委任規定から、個別の条文の内閣府令に委任するという事項の具体例について見ていきたいと思うんですけど、この閲覧・頒布期間についても実は内閣府令、閲覧期間については内閣府令で定める期間としか規定されていません。では、本法案において、内閣府令で定める閲覧期間とは何日間でしょうか。

○政府参考人(原宏彰君) お答えいたします。

電子化後の官報の閲覧期間につきましては、内閣府令において九十日間と規定することを現在考えております。

○吉川沙織君 現在考えているということは、将来変わるんですか。

○政府参考人(原宏彰君) 済みません。九十日

間と考えておりまして、よほどのことがない限りは変わることはないものというふうに認識をしております。

○吉川沙織君 よほどのことがないんだったら、私、これ九十日って書いてよかったと思うんです。なぜかと申しますと、例えばインターネット版官報、行政の手続、経済界からの要望で使えるようにするときに一緒に、それまで三十日の閲覧期間であったのを九十日間に延ばしているんです。三十日から九十日に延ばしたのって、そもそも十四年ぶりに延ばしているんです。そんな頻繁に更新しているわけじゃないのが一つ。今回、検討会議の最後でパブコメ取っていますけど、パブコメで一番意見が多かったのも実は閲覧・頒布期間の在り方でしたから、これ官報の掲載事項がひいては国民の権利義務に影響するんだあれば、やっぱりこれは、もし期間変えるんだったら、九十日と書いておいて法改正で対応してもいい事項であったんではないのかなと、当分変えないとおっしゃったし、というのがまず一つ目の、何で内閣府令にしたのかなという一つです。

その次が業務の委託に関してです。

官報は間違いなく発行されなければなりません。また、緊急時や災害時にはどのような状況下であっても発行体制を維持するとともに、元号の例、これ令和の元号の発表のときも官報でもお知らせ

になりましたけれども、あれは秘密保持、徹底されました。ですから、守秘義務も発生する大事な業務です。

今回の法第十四条は、書面等による官報掲載事項の提供と災害等の事情による書面官報の頒布については内閣府令で定めるところによる委託ができることになっていますが、第十四条で想定されている委託先はどこになりますか。

○政府参考人（原宏彰君） お答えいたします。

本法案第十四条の規定により書面等による官報掲載事項の提供等の委託先としては、現在、官報の販売を行っている全国の官報販売所、四十八か所でございますけれども、この官報販売所を想定してございまして、今後、改めて公募、選定を行うことを予定をしています。

○吉川沙織君 じゃ、原稿の作成はどこが行う予定になっていますか。

○政府参考人（原宏彰君） 現在のところ、独立行政法人国立印刷局を想定しております。

○吉川沙織君 これも今、現在のところとおっしゃいましたけど、将来変わることもあり得るんじゃないですか。

○政府参考人（原宏彰君） 現在のところと申し上げたのは、法律が成立していないという状況のことを申し上げたわけございまして、その後のことを申し上げたわけではないということ、済み

ません、誤解を与えたら申し訳ございません。

○吉川沙織君 今回の法案見てみますと、官報の発行主体は第二条に内閣総理大臣と書いてあるんです。ただ、原稿作成はどこが行うかについての言及はございません。逆に、今回、関連の整備法の独立行政法人国立印刷局法の第三条の目的のところ、印刷局は、前項に規定するもののほか、官報の原稿の作成を行うと書いてあります。

これ、官報の法案本体でも、官報の原稿作成、書面だけじゃなくて原稿作成に関しても国立印刷局が行うことを明示すべき事項ではなかったんじゃないでしょうか。（発言する者あり）

○委員長（大野泰正君） 手挙げて。

○政府参考人（原宏彰君） お答えいたします。

官報に関する事務は、法令の公布等、これまでもるる申し上げてきました国家の根幹に関わる極めて重要な役割を果たすという官報の性質上、国の責任の下で継続的かつ正確、確実に執行されるということが必要不可欠な行政活動でございます。また、正確性及び確実性を担保するための高度な技術及び専門性を要するものでございます。

このため、官報の事務の委託を受ける者に必要な要件については、本法案の検討に先立つ内閣府の官報電子化検討会議におきましても、緊急事態の場合を含め、正確かつ確実に事務を行うことができること、秘密保全が徹底されることといった

要件を示しております、具体的には国立印刷局が当該要件を満たすということでございます、委託したいというふうに思っております。

○吉川沙織君 私、官報の原稿作成は国立印刷局と私は明示すべきだったと思います。基本的考え方七十一ページには、「他の公共性の高い印刷物（旅券、郵便切手等）の製造に係るノウハウを活かしつつ」と書かれています。今回の改正で原稿の作成という概念が入っている以上、これを担うことができるのは印刷局しかございませんので、位置付けるべきだったと思います。

では、ここからは三つ目です。内閣府令に委任されている事項ですけど、この官報、実際何が載っているんだろうという官報の掲載事項についてです。

分かりやすく分類しますと、公布等や官報に掲載しないと施行できない事項、法令上掲載しなければならぬ告示や国民の権利義務に影響する事項、それ以外になるんですけども、じゃ、現在の官報掲載事項は何に基づいているか、教えてください。

○政府参考人（原宏彰君） お答えいたします。

現在の官報の掲載事項は、官報及び法令全書に関する内閣府令において定められるとともに、掲載事項の細目につきましては、官報の編集について、昭和四十八年三月十二日事務次官等会議申合

せにおいて定められております。

○吉川沙織君 じゃ、掲載事項、内閣府令に挙げられている掲載事項について、ざっと項目だけ一気にお願いします。

○政府参考人(原宏彰君) お答えいたします。

憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、復興庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告等でございます。

○吉川沙織君 今答弁いただいた官報掲載事項の中に国会事項とありますが、どのような対象、どのような内容が対象になっているか、参議院に伺います。

○参事(伊藤文靖君) お答えいたします。

具体的な掲載内容は多岐にわたっておりますが、例えば本院においては、参議院規則等の一部改正、議事日程、議案の提出、受領、付託、送付、正副議長、常任委員長等の当選、選任、議員の当選通知書受領、議員辞職、質問主意書の提出、転送、答弁書受領などがございます。

○吉川沙織君 この官報掲載事項も、今回の法によって内閣府令ということになっています。

大臣、お伺いいたします。現在の官報掲載事項である国会事項は今後も掲載されることになりま

すか。

○国務大臣(自見はなこ君) 本法案第四条第二項第二号においては、行政機関を除く国の機関の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきものとして内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるものを官報に掲載することができるときとされており。

国の機関である国会の事項については、重要な官報掲載事項の一つであり、政府として今後も引き続き掲載することを想定しております。かつ、その掲載内容が現行から大きく変更されることは政府としては想定しておりませんが、具体的にどのような内容を掲載するのかについては、今後、法施行までに、本法案の規定に基づきまして国会と内閣総理大臣との間で協議を行うこととしたいと考えてございます。

○吉川沙織君 大臣から、今後、国会事項についても重要だから残すつもりであると。ただ、内容については協議していくということと、法にのっ

とってやっていくことになるんだと思います。

では、先ほど参議院事務次長から、国会事項に関する掲載内容が幅広いということを教えていただきました。じゃ、例えばですけど、今日もこれ委員会です、委員会の運営で官報に関する、運営面で官報に関係することがあれば教えてください。

○参事(伊藤文靖君) お答えいたします。

委員会の運営面と官報との関係で申し上げます

と、委員会が公聴会を開く場合には、委員長から公聴会の日時及び問題を公示する定めとなっております。公示の方法は、議院運営委員会の御決定により、官報に掲載するほか、委員長の選定するところにより、ラジオ、テレビジョン放送等の方法によることとされていることから、官報に必ず掲載いたしているところでございます。

なお、参議院ホームページにも公述人公募のお知らせを掲載しております。

○吉川沙織君 公聴会のときは、参議院規則並びに、今、官報に必ず載せるといのは、新しい参議院委員会先例録で申し上げますと二二三番に載っています。そうやって載せているという、官報と国会事項、大きく委員会運営面からも影響するということですが、じゃ、現在、公聴会の官報への掲載に関する運用、官報の印刷時間とか配送時間を考慮しなきゃいけないと思うんですけど、どのような形になっていますか。

○参事(伊藤文靖君) お答えいたします。

公聴会につきましては、公述人を公募する観点から、議長の承認が得られましたら速やかに官報に掲載し、公示することとしております。全国の官報販売所に到着するまでに一日ないし三日程度要する場合がございます。それらを踏まえ、各委員会の理事会等におきまして御協議されているものと承知しております。

○吉川沙織君 今、国会事項の中で、委員会に運営面で関係すること、もちろんこの委員会のみならず、本会議、それから議員関係、様々影響するわけですが、じゃ、今、例としておっしゃっていたいただいた公聴会の公述人の関係ですけれども、今教えていただいた例において、官報が電子化されることによってどんな影響がございますでしょうか。

○参事（伊藤文靖君） お答えいたします。

官報が電子化された場合におきましても、公聴会の公示につきましては、引き続き官報に掲載していくものと承知しております。

特段の運用変更は想定しておりませんが、何か問題が生じましたら、各委員会の理事会等での御議論を踏まえ、適切に対応してまいります。

○吉川沙織君 今、私たちに関係する国会事項を例に取って申し上げましたけれども、官報に掲載される事項、今は内閣府令でおやりになっていまして、さつき官房長に読み上げていただいたとおり、憲法改正から地方自治事項まで幅広いものがあります。

ですから、様々な機関に今回の電子化は影響があるというごことは思いを致すべきで、じゃ、官報掲載事項、国会事項で今お答えいただきましたけど、官報と国会との関係でいえば、国会事項にはとどまりません。国会事項は、今、官報のいわゆ

る本紙に掲載されると承知しておりますが、本紙以外にも掲載されるものと承知しています。そこで、まず、官報の種別について官房長にお伺いいたします。

○政府参考人（原宏彰君） お答えをいたします。官報の種別については、まず、本紙と号外に大別をされます。その上で、号外の中には、特別号外、政府調達公告版、国会会議録を掲載したものの三つがございます。これらについても種別の一種として整理をさせていただきます。

○吉川沙織君 じゃ、その中で、国会会議録のことをお答えいただきましたけれども、それは本紙ではなくて、すべからず号外として載っていると思います。その号外について簡単に教えてください。

○政府参考人（原宏彰君） お答えをいたします。本紙とは、（発言する者あり）号外だけでいいですか、はい。

本紙、元々三十二ページございますけれども、この本紙に掲載し切れない場合に発行されるものがまず号外でございます。この号外の中に衆議院及び参議院の国会会議録を掲載したものがあろうということがございます。

○吉川沙織君 もう今、ペーパーレス化で皆様の手元に届くことはないですけども、私、平成十九年当選で、その頃って、やっぱり会議録を印刷

して配付されていまして。本会議の会議録だけ官報号外で、委員会は違うんです。それはなぜかといいますが、会議録の保存、公表、頒布は日本国憲法第五十七条第二項に規定があり、国民に広く公表し、頒布する必要があるとされています。この規定と官報との関係について、参議院に伺います。

○参事（伊藤文靖君） お答えいたします。

会議録につきましては、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報としての役割を果たしてきた官報に掲載することによって公表、頒布しております。

保存につきましても、原則として、官報に掲載された会議録を事務局において保存しております。

○吉川沙織君 この憲法の会議録の規定は本会議に関わるものですが、委員会もそれに準じて議院としては対応していることですが、じゃ、憲法があつて、国会法があつて、両院議院規則があるわけです。衆議院規則第二百六条に「会議録は、官報に掲載する。」とされている一方、同じ趣旨の規定である参議院規則第六十条には、官報という言葉は使われませんでした。

なぜ、参議院規則に官報との文言が使われなかったのか、考え得る理由を御存じでしたら教えてください。

○参事（伊藤文靖君） お答えいたします。

制定時の参議院規則第六十条は、「会議録は印刷して各議員に配付し、且つ、一般に頒布する。」としており、具体的には、官報に掲載することにより頒布しております。

衆議院規則と参議院規則の相違が生じた理由につきましても、「一院の内部規律を律すべき規則の中で官報に掲載するということを書くことがどのような意味を持つか」とする資料もございすが、事務局には当時の記録等がないため、つまびらかではございません。

○吉川沙織君 衆議院規則には「会議録は、官報に掲載する。」と制定時から書いてあつて、参議院は実は書いていませんでした。

参議院の事務総長を最終的におやりになった方の「会議録についての諸問題」と、これ口述記録なんですけど、これを拝見いたしますと、「参議院においては、政府の権限である官報掲載のことを参議院規則にあげるのは、形においておかしいということであげなかった。」ということではないでしょうかというようにありますが、そういう慣例でもちろん官報載せていますけれども、そういう理由かなと私は考えております。

じゃ、どっちにしても官報号外も電子化されることになりました。じゃ、電子官報が正本となった場合、憲法第五十七条第二項に規定される会議録

の保存はどういう形になるか、参議院にお伺いします。

○参事（伊藤文靖君） お答えいたします。

官報が電子化された場合は電磁的記録を印刷したものを保存することを予定しており、これまでの保存方法からの変更はございません。

なお、この措置は、既に電子化されている委員会会議録の保存と同様の取扱いでございます。

○吉川沙織君 議院に保存される会議録と官報号外として発行されるものは保存先は別ですけども、じゃ、電子化された官報が、一般論として、今後どこに保存されることになるのか、教えてください。

○政府参考人（原宏彰君） お答えいたします。

本法案の施行後、電子的に発行される官報については、内閣府のウェブサイトに於ける閲覧期間が経過した後、速やかに国立公文書館に移管をされ、国立公文書館において永久に保存されることとなります。

○吉川沙織君 じゃ、現在はどこで保存されていきますか。

○政府参考人（原宏彰君） お答えいたします。

現在の紙の印刷物として発行されている官報につきましても、内閣府から官報の業務について委託を受けた国立印刷局において、明治十六年の創刊以来の官報を保存をしております。

また、現在の官報は、国立国会図書館法の規定に基づき逐次刊行物として国立国会図書館に納本をされていまして、国立国会図書館においても長期保存されているものと承知をしております。

○吉川沙織君 今、国立国会図書館と国立印刷局で保存されているということでした。

じゃ、国立国会図書館で保存が行われている根拠について、今、国立国会図書館法第二十四条の逐次刊行物であるということと、もう一つあるんですけど、御存じでしょうか。

○政府参考人（原宏彰君） お答えいたします。

納本された官報は、衆議院議長の所掌に係る物品管理事務取扱規程、衆議院議長決定に基づいて長期保存することとされているものと承知をしております。

○吉川沙織君 そうなんです。参議院の議長決定ではなくて、国会図書館の場合は衆議院議長の決定の方の取扱規程で保存されているわけですけども、じゃ、今後電子化されたら、国立国会図書館に行くものって書面官報でしかなくなるんでしょうか。簡単に教えてください。

○政府参考人（原宏彰君） お答えいたします。

本法案の施行後、電子的に発行される官報については、国立国会図書館における国立国会図書館インターネット資料収集保存事業により収集、保存がされるものと承知をしております。



明示していない以上、その扱いをどうする、難しいんですよ、だから。議院に保存する会議録はあくまで議院の保存であって、官報号外になった会議録は移管されれば特定歴史公文書等に分類されるわけで、国民の皆様はどうやってその存在を知らしめていくかとか保存をどうするかとか、電子化されることによって様々影響あると思います。ただ、後世の方が御覧になったときに、このときどうであったのかというのが分かるような形で検討をしていただきたいと思っています。

やっぱりこの法案、提出急いだ側面は否定できませんし、デジタル化の象徴ということだけが語られていて、今日、電子的なお話とかデジタルとかセキュリティとか、そういったことは一切お伺いする時間ありませんでしたけれども、施行までに是非関係各所とよく議論していただいて、せっかくそうするのであれば利便性が高まるようにやっていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

終わります。ありがとうございました。